給与支払報告書等のｅＬＴＡＸまたは光ディスク等による提出義務基準について

前々年（令和５年１月）に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票が100枚以上であれば、令和７年１月に提出する給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等により提出しなければなりません。

（地方税法第317条の６第５項）／（所得税法第228条の４）

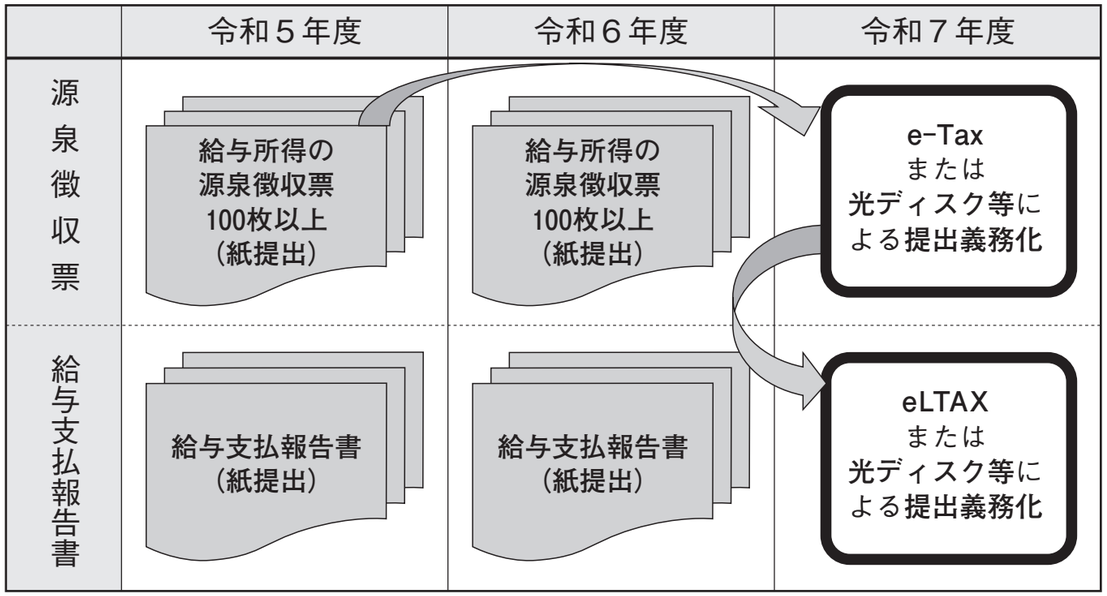

給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払いをする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

eLTAXをご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

個人住民税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）電子化について

従業員向けの特別徴収税額決定通知書について、令和６年度から電子データでの受取が可能になります。給与の支払いをする事業者の方は、eLTAX での給与支払報告書の提出の際に、電子受取を希望することで、eLTAX を経由して通知書を電子データで受け取ることができます。

●eLTAXの利用方法（ホームページまたはヘルプデスクへ）
　ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/
　ヘルプデスク：0570-081459

●光ディスク等の提出方法（豊島区ホームページへ）
《トップページ⇨手続き・届出⇨税⇨２ 税　住民税⇨７．特別徴収義務者のかたへ⇨６．光ディスク等の利用について》

令和７年度　給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出について

1	提出先	令和７年１月１日現在、給与受給者が居住する市区町村長あて
2	提出期限	**令和７年１月３１日（金）** ※期限を過ぎて提出されると、６月からの課税に間に合わない場合があります。
3	提出範囲	**給与支払額にかかわらず、令和７年1月1日現在の在職者について、提出してください。** 令和６年中の退職者については、退職した日現在居住する市区町村長あてに提出してください。 なお、退職者について、支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、公平・適正な課税の観点から、提出にご協力ください。
4	提出数	**給与支払報告書　総括表・普通徴収切替理由書（１事業所につき１枚）** **個人別明細書（１人につき１枚）** ※給与の支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える場合は３枚つづりの個人別明細書を使用し、源泉徴収票は受給者へ交付及び税務署へ提出ください。

令和７年度（令和６年分）給与支払報告書（総括表）

豊島区長あて

令和　　年　　月　　日 提出

指定番号			
給与の支払期間	令和　　年　　月分から　　月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
給与支払者の所在地（住所）	〒 （フリガナ）	給与支払方法と期日	
		事業種目	
		年末調整について（○をつけて下さい） 他社（前職）の給与も含んでいますか はい ・ いいえ その旨を給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄に記載してください。	
給与支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	受給者総人員	人
		豊島区報告人員 特別徴収（給与天引）	人
		普通徴収対象者（退職者）	人
代表者の職氏名		普通徴収対象者（退職者を除く）	人
連絡者の氏名 所属課、係及び電話番号	課　　係 氏名 電話	合計	人
会計事務所等の名称及び電話番号	電話	所轄税務署名	税務署
		納入書	要 ・ 不要

給与支払者の個人番号又は法人番号（※）を記入してください。
個人番号を記入する場合は、先頭の１文字を空けて、右詰めで記入してください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号をいう。

税額通知書の送り先とするため、フリガナやビル名も記入してください。

普通徴収該当の方がいる場合は、下記「**普通徴収理由書**」を記入し、個人別明細書の摘要欄に符号を記入してください。

金融機関による納入代行サービスや、自社製の納入書の利用により、豊島区が送付する納入書が不要な場合は、「納入書」欄の「不要」に○印を記入してください。

左記の普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（例：普Ａなど）を記入して、提出してください。

普通徴収該当者がいる場合は、下記「普通徴収切替理由書」にご記入のうえ提出してください。

処理欄			

普通徴収切替理由書

符号	普通徴収切替理由	人数
普 A	総従業員数が２人以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普 B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	人
普 C	給与が少なく税額が引けない	人
普 D	給与の支払が毎月でない（不定期）	人
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普 F	退職者又は退職予定者（５月末日まで）及び休職者（育児休業中を含む）	人
普通徴収切替理由書の合計人数		人

□ 普通徴収とする場合は、**給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当する符号（普Ａ、普Ｂなど）を一つ記入してください。**

□「給与支払報告書（総括表）」豊島区報告人員の「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄に記載した人数の合計が「普通徴収切替理由書」に記載した人数と一致しているかご確認ください。

※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、または、基準に該当していても記入内容に不備がある場合には、原則どおり、特別徴収対象者として課税処理いたします。

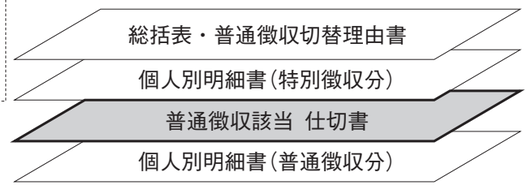

切り取って宛名としてご活用ください。→

＜担　当＞
豊島区役所　税務課　課税第一・課税第二・課税調整グループ
電話　03－3981－1111（代表）

〒171-8422
東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区　税務課　課税担当　行
（　給与支払報告書　在中　）

給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法

※令和６年度以前の様式は使用しないでください。

詳細は、国税庁作成「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

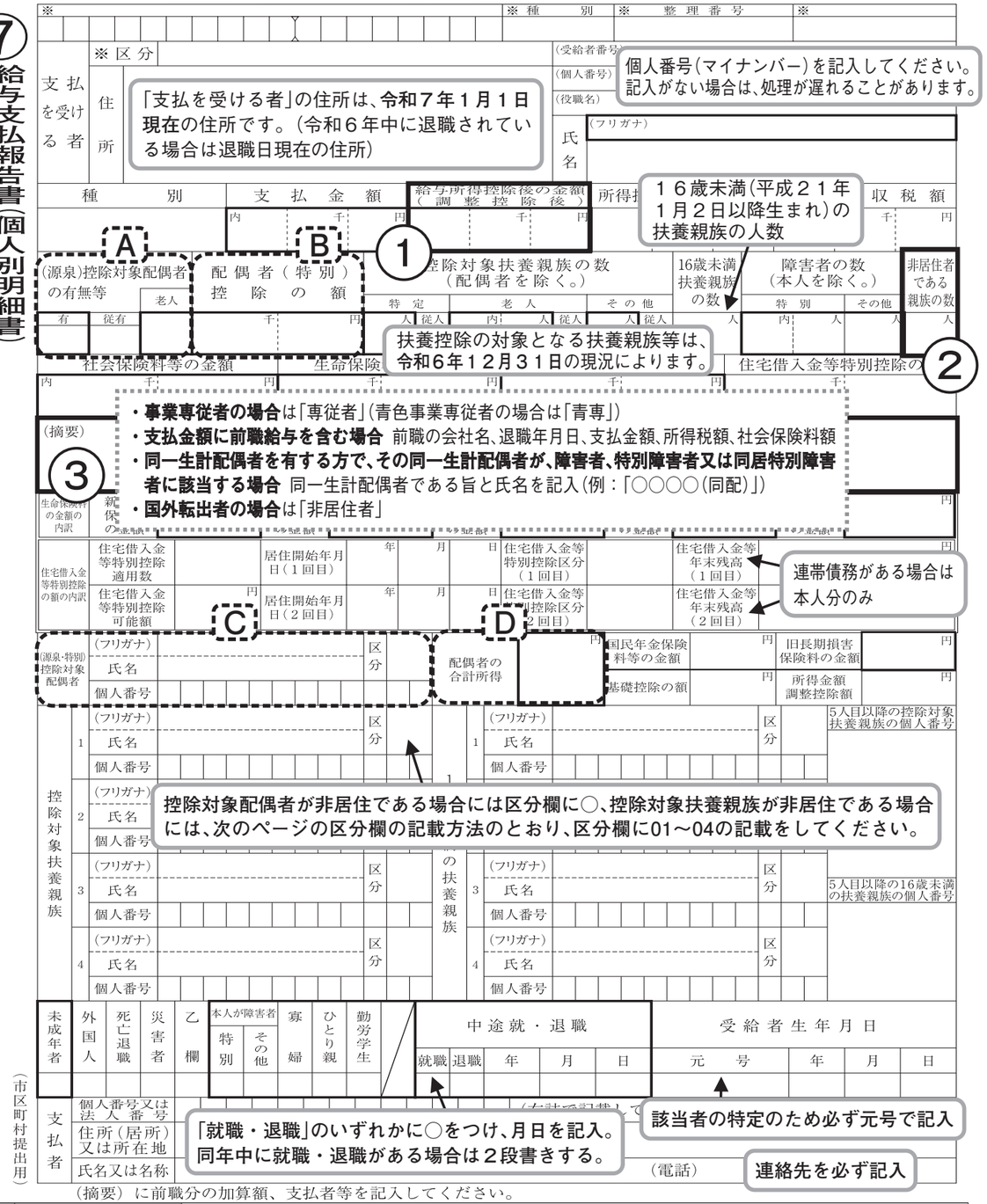

A	（源泉）控除対象配偶者の有無等	年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときに○。 年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに○。
B	配偶者（特別）控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入する。
C	（源泉・特別）控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入。 （年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者について記入）
D	配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和６年中の配偶者の合計所得金額を記入する。 年末調整の適用を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記入する。

①給与所得控除後の金額

「令和６年分年末調整のしかた」の「令和６年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。

②国外居住親族に係る扶養控除の見直し

税制改正により、令和６年度以降、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下のいずれにも該当しない場合は扶養控除の適用対象外となります。

区分欄の記載方法	控除の対象となる扶養親族			必要書類	
01	16歳以上30歳未満の者			親族関係書類	送金書類
	70歳以上の者				
02	30歳以上70歳未満の者のうち、右記①～③のいずれかに該当する者	①	留学により国内に住所・居所を有しなくなった者	親族関係書類および留学証明書類（※1）	送金書類
03		②	障害者	親族関係書類	送金書類
04		③	その居住者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	親族関係書類	38万円以上の送金書類（※2）

※1　留学生証明書類

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した外国における査証に類する書類の写し又は在留カードに相当する書類の写しで、留学の在留資格に相当する資格をもって当該外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するもの。外国語で作成されている場合には、翻訳文も必要。

※2　38万円以上の送金書類

居住者から非居住者である親族への前年における生活費又は教育費に充てるための支払いの金額の合計額が３８万円以上であることを明らかにする書類。

詳細は豊島区ホームページをご確認ください。
ホーム ＞ 手続き・届出 ＞ 税 ＞ 住民税 ＞ 住民税の手続き ＞ 国外扶養親族に係る扶養控除等の適用について

③摘要欄の記載の仕方

所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（ただし、「本人が障害者」の「特別」の欄に○）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）　例：豊島　花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）　例：豊島　一郎（調整）
扶養親族が年齢２３歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「１６歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄への記載を省略できます。

【用語の説明】
1　源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
3　控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。